



## 保存植物等補助金制度について



### <目的>

この制度は、みどりの保全と育成を図るため、樹木、樹林、草花等の保存及び植栽を行い、もって緑化を進め、健康で快適な生活環境を確保することを目的としています。

多摩市では、この目的を達成するために、「多摩しみどりの保全及び育成に関する条例」に基づき、みどり豊かな都市の緑化推進に努め、市民の良好な生活環境の保全育成に努めるとともに、みどりの保全及び緑化推進に関する取り組みを進めています。

保存樹木・樹林等の管理は、それぞれの所有者（管理者）の方が行うことになっています。指定を受けた場合は、保存植物等の枯死又は損傷を防止するとともに、その育成に努めていただきますようお願いいたします。市では、保存植物等の保存に関する費用の一部を補助金として交付します。

### 1. 保存植物等の指定について

#### <保存植物等の指定基準>

- (1) 保存樹木については次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れているもの
  - ア 1.5mの高さにおける幹の周囲が、1.2m以上であるもの
  - イ 高さが12m以上であるもの
  - ウ 株立ちした樹木で、高さが3m以上であるもの
  - エ はん登性樹木で、枝葉の面積が25㎡以上であるもの
  
- (2) 保存樹林については、次のいずれかに該当し、樹林を形成する樹木が健全で、かつ、樹林の形容が美観上特に優れているもの
  - ア 樹林の所在する土地の面積が500㎡以上であるもの
  - イ 生け垣をなす樹木の集団については、社会通念上垣根として使用されるものであって、少なくとも年に1回は剪定等の管理がなされ、公道に面しており、生け垣の長さが20m以上であるもの

指定には、市職員が、指定基準を満たして保存植物等としてふさわしいかどうか調査する必要があります。ご不明な点は多摩市公園緑地課までお問合せください。



## 2. 保存植物等の管理支援について

### (1) 保存植物等の補助金の交付について

市では、保存植物等を所有（管理）されている方に、年1回、補助金をお支払いします。  
補助対象、補助基準、補助金額については以下の通りです。

#### <補助対象・補助基準・補助金額>

補助対象	補助基準	補助金額（年額）
樹木	1本につき	4,000円
草花	草花の所在する土地面積が100㎡以上のもの	2,000円
生け垣	生け垣の長さが 20m以上 50m未満のもの	4,000円
	50m以上 100m未満のもの	5,400円
	100m以上のもの	6,700円
樹林	樹林の所在する土地面積が500㎡以上のもの 1㎡につき	20円

### (2) 賠償責任保険

管理上の過失などにより、第三者に損害を与えた場合などに適用される保険です。

万一の事故が発生した場合は、公園緑地課までご連絡ください。（事故の内容により補償対象外の場合もあります。）

## 3. 届出が必要な場合

状態	提出物
保存植物等を伐採・移植するとき	保存植物等伐採・移植・枯死届（第5号様式）
保存植物等が枯死したとき	保存植物等伐採・移植・枯死届（第5号様式）
保存植物等の指定を解除するとき	保存植物等指定解除申請書（第7号様式）
補助金の交付を受けるとき	保存植物等補助金交付申請書（第9号様式）
所有者（管理者）が変更になったとき	変更届

#### <問い合わせ先>

多摩市環境部公園緑地課みどり担当  
TEL : 042-338-6837 (直通)  
FAX : 042-338-6857  
E-mail : tm292000@city.tama.tokyo.jp



保存植物等に関して、ご不明点やお困りごとがありましたら、公園緑地課までお気軽にお問い合わせください。